

写

岡山県警察と岡山県歯科医師会 法歯会の協力援助に関する覚書

岡山県警察（以下「県警察」という。）と岡山県歯科医師会法歯会（以下「法歯会」という。）は、法歯会発足以来協力体制を保持しているが、県警察の行う捜査活動に対する法歯会委員等の協力援助に関し、次のとおり覚書を締結する。

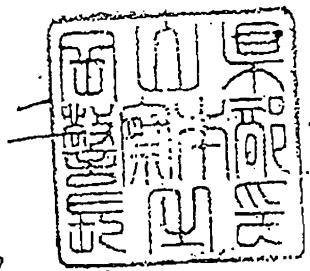
本は意地心り特

平成 3 年 8 月 1 日

岡山県警察本部

本部長

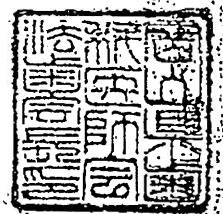
滝藤浩



岡山県歯科医師会法歯会

会長

森本太郎



第1条 岡山県警察本部長（以下「警察本部長」という。）は、県警察が行う身元不明死体の検視及び犯罪捜査に関し、岡山県歯科医師会法歯会会長（以下「法歯会会長」という。）に対して法歯学的検査等の捜査協力を要請（以下「協力要請」という。）することができるものとする。

なお、この場合においては、原則として法歯会事務局を通じて法歯会委員等に依頼するものとする。